

産業廃棄物処分業許可証

住所 徳島県徳島市不動西町二丁目1558番地の1

氏名 キカワ鋼業株式会社
代表取締役 木川 栄二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ ^{第14条第6項} の許可を受けた者であることを証する。

徳島県知事 飯泉 嘉門 印



許可の年月日 平成29年3月22日

許可の有効年月日 平成33年12月18日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (切断, 圧縮)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

切断: 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

(以上3種類, 特別管理産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを除く。)

圧縮: 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

(以上3種類, 特別管理産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを除く。)

2. 事業の用に供する全ての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

夜間は, 2に掲げる破砕施設を稼働しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年12月19日	新規許可	平成21年10月1日	変更届出 (切断機の更新)
平成13年12月19日	更新許可	平成23年12月26日	更新許可
平成14年12月2日	変更届出 (焼却の廃止)	平成29年3月22日	更新許可
平成18年12月13日	変更届出 (保管場所の変更)		
平成19年2月13日	更新許可		

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 事業の用に供する全ての施設

種類：切断施設(1000AK型ギロチンプレス)

設置場所：徳島県徳島市不動西町二丁目1551番地の9, 10

設置年月日：平成21年8月3日

処理能力：廃プラスチック類 37.52 t/日 (8時間, 4.69t/h)

金属くず 187.52 t/日 (8時間, 23.44t/h)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 69.68 t/日 (8時間, 8.71t/h)

種類：圧縮施設(MKP-200-70-70)

設置場所：徳島県徳島市不動西町二丁目1558番地の1

設置年月日：平成10年3月1日

処理能力：廃プラスチック類 14.4 t/日 (8時間, 1.8 t/h)

金属くず 67.2 t/日 (8時間, 8.4 t/h)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 15.6 t/日 (8時間, 1.95t/h)

以下余白